

三重労働局第12次労働災害防止計画

～誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために～

I 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていく必要があります。

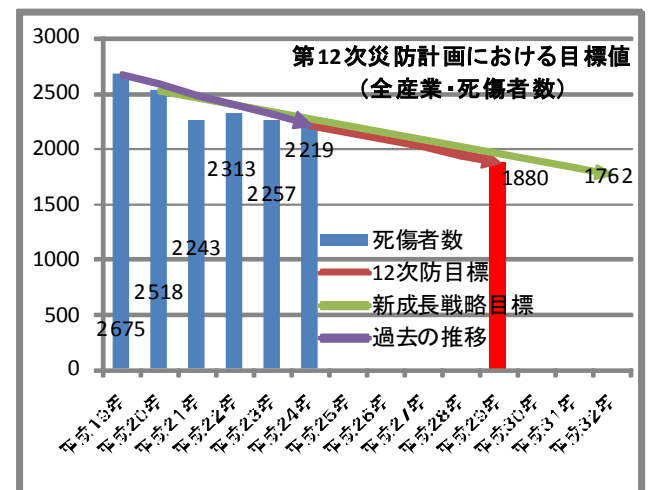
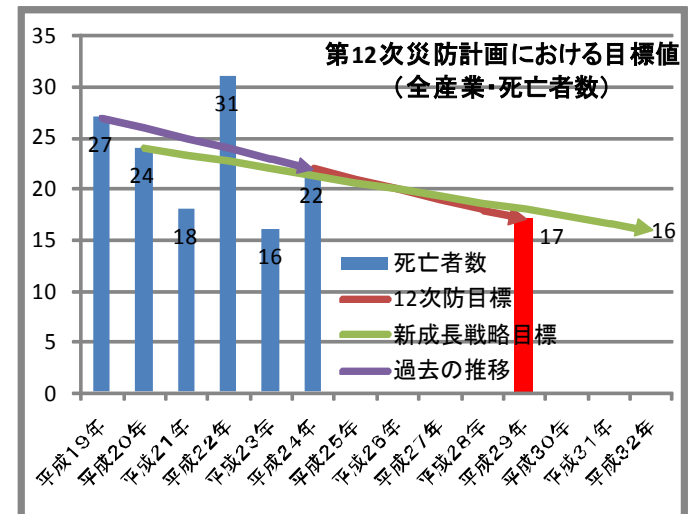
II 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5か年間

III 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、次の目標を計画期間中に達成することを目指すこととしています。

1. 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を20%以上減少させ17人以下とすること。
平成25年を21人以下 平成26年を20人以下
平成27年を19人以下 平成28年を18人以下
2. 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させ1,880人以下とすること。
平成25年を2,151人以下 平成26年を2,083人以下
平成27年を2,015人以下、平成28年を1,947人以下



IV 重点施策ごとの具体的取組①

労働災害、業務上疾病の発生状況の変化に合わせ、次の対策に重点的に取り組むこととしています。

1 自主的な安全衛生活動の促進

○ リスクアセスメント等の実施の促進

リスクアセスメント等の適切な実施の促進を図るため、リスクアセスメント推進協議会を活用し、災害発生事業場や企業集団等を対象に実施促進対策を展開するとともに、リスクアセスメント等の未実施事業場に対して、リスクアセスメント等の適切な実施を指導することとしています。

○ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

リスクアセスメント等の実施とともに、災害防止団体等の活動支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの自主的な導入を促進します。また、業界別団体等により自主的に作成される労働安全衛生マネジメントシステム指針に沿ったマニュアルの活用を図ります。

○ 年間安全衛生管理計画の策定支援

事業場の自主的な安全衛生管理活動の促進を図るため、計画的、継続的な安全衛生管理活動に資する年間安全衛生管理計画の策定を支援します。

○ 災害発生事業場に対する再発防止対策の実施の徹底

災害発生事業場に対して、リスクアセスメントによるリスク低減措置の実施の徹底を図ります。

○ 情報の共有化の促進等

三重労働局ホームページ等を活用し、労働災害事例、化学物質の危険性有害性等の情報を広く提供し、関係者がこれらの情報を共有できるようにすることによる企業等における労働災害防止対策の充実を図り、また、安全プロジェクトを活用し、プロジェクトメンバーの取組を広く国民の皆様を紹介することにより、安全ブランドの向上を図るとともに、安全プロジェクトで紹介されている災害防止活動の普及を図ります。

三重労働局第12次労働災害防止計画

～誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために～

IV 重点施策ごとの具体的取組②

(1) 重点とする労働災害防止対策における業種等対策

ア 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

第三次産業対策 (目標) 死傷者数を15%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 管理体制の確立、自主的安全衛生管理活動の促進● 全員参加型の安全衛生活動の促進● 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策の実施● 4Sの徹底等による転倒災害の防止対策、職場における腰痛予防対策指針等に基づく防止対策の実施
小売業対策 (目標) 死傷者数を20%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上● バックヤードを中心とした作業場の安全化● 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の実施● 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施
社会福祉施設対策 (目標) 死傷者数を10%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 安全衛生教育の徹底、4S活動、KY活動等によるリスク低減措置の実施● 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の実施● 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

※ 社会福祉施設の目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

陸上貨物運送事業対策 (目標) 死傷者数を10%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等● 「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知・徹底● トラック運転手に対する安全衛生教育の強化● 荷主による取組の強化● 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底による交通労働災害防止対策の強化● 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の実施
---------------------------------	--

イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

建設業対策 (目標) 死傷者数を15%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、足場以外の場所からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法の普及● 建設工事発注者に対する要請● 重機による災害防止対策の徹底● 解体工事対策（アスベスト飛散防止対策、解体工事の安全対策）● 自然災害の復旧・復興工事対策● 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
製造業対策 (目標) 死傷者数を15%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 機械の設計段階等でのリスクアセスメントの実施促進● 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 特定災害対策

墜落・転落災害防止対策	<ul style="list-style-type: none">● 足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、足場以外の場所からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法の普及
機械災害防止対策	<ul style="list-style-type: none">● 機械の設計段階等でのリスクアセスメントの実施促進● 機械製造者等による残留リスクの情報の提供促進
爆発・火災災害防止対策	<ul style="list-style-type: none">● 労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、安全データシート(SDS)等を活用した、リスクアセスメントの普及促進● 四日市コンビナート地域の事業場、地域防災協議会等の自主的な労働災害防止活動の促進

(2) 重点とする健康確保・職業性疾病対策

業務上疾病の削減 (目標) 業務上疾病発生件数を15%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 労働衛生管理体制、労働衛生教育、労働衛生三管理の総合的な実施● メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、石綿障害予防対策、粉じん障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策等を効果的かつ効率的な推進
メンタルヘルス対策 (目標)メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上	<ul style="list-style-type: none">● メンタルヘルス対策の推進（「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知）● メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取り組み● ストレスへの気づきと対応の促進● 職場復帰対策の促進（「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の周知）
過重労働による健康障害防止対策 (目標)長時間労働者に対し、面接指導等を実施する事業場の割合を80%以上	<ul style="list-style-type: none">● 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減● 医師による面接指導の実施の徹底等● 働き方・休み方の見直しの推進
化学物質による健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none">● リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するための危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付の促進● 化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底● 作業主任者の選任とその職務の励行等の法令に定める措置の徹底等
腰痛予防対策	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底
熱中症予防対策 (目標) 死傷者数を20%以上減少	<ul style="list-style-type: none">● 熱中症を予防するための対策（作業環境対策、作業管理、健康管理、労働衛生教育、救急措置）の周知徹底
受動喫煙防止対策 (目標) 実施する事業場の割合を85%以上	<ul style="list-style-type: none">● 受動喫煙防止対策に係る意識の向上● 受動喫煙防止対策の強化

(3) 業種横断的な取組

三重県内の労働災害に係る動向を考慮し、高年齢労働者対策、工場・設備の老朽化等に係る対策、災害を経験していない労働者に対する対策、発注者に対する対策、雇用形態の多様化を踏まえた責任の明確化などを取組みを推進することとしています。

V 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

三重労働局は、上記に掲げた対策に重点的に取り組むほか、専門家、関係機関等と連携し、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進することとしています。

VI 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

建設業にとどまらず、幅広い業種で請負構造が重層化、複雑化している現状を踏まえ、事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上位の段階での安全衛生に対する取組を強化します。